手数料名	No.1840 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料								
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先					
22251	700	6351	¥11,000						
	1 申請窓口 へ提出 2 収納窓口 で受取								

専門医療機関連携薬局認定更新申請書

許	叮	番	号	及	Ţ	年	月	日							
認	定	番	号	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{K}}$	年	月	日							
薬		局		\mathcal{O}		名		称							
薬	后	j	\mathcal{O}		所	在		地							
法第	6条	ۯ)	3第	1項	に規	定す	る傷	病の	の区分						
法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名															
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要															
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要															
専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要															
変			THIS	F		項				変	更	前	変	更	後
変 事 項 変 更 内															
容	-														
(法	J	. 1	C	あ	7	7								
は)														
薬事に	薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名														
申)					見定	によ	り許可を	を取り着	肖され、	取消しの日か	ら3年を		
前	青	於	過し								.				
任を対	10	')				-		規定	至により 登	登録を見	反り消さ	され、取消しの	日から3		
有り	듯	4	年を経過していない者												
任を有する役員を含む。)の欠格事由(法人にあつては、薬事に関する業務に責	(3	()	法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、												
	<u>5</u> —		その取消しの日から3年を経過していない者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが												
	(4	.) [つり、フ	又は執行を受け	ることか		
	ţ		なくなつた後、3年を経過していない者 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する												
	` € (5	1.	•												
	国		法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為 があつた日から2年を経過していない者												
		-													
) (C		麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要												
	(7	") ["										ェに打りにヨた ごきない者	.*7 (必安		
	之 女 方	_										、0 ない日 哉及び経験を有	するレ籾		
	2 (8	() ['	シのか			大 /为~	二 川山	シハ	-11 / _ 0	_ // (こ (A) VHIII	吸火 口 池 淡 伍 个日	プ る 一声的		
	` .		· · · › 4 l	J. J. V	- 1										
備	考														

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名) 年 月 日

広島県知事 様

- 1 「許可番号及び年月日」の年月日は、薬局開設許可の有効期間が始まる年月日とする。
- 2 「認定番号及び年月日」の年月日は、専門医療機関連携薬局認定の有効期間が始まる年月日とする。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその 記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付す ること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、 当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2) 及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。